

会 議 記 録

会議名称	平成 30 年度第 1 回 杉並区産業振興審議会
日 時	平成 30 年 5 月 23 日（水）午前 9 時 59 分～午前 11 時 52 分
場 所	産業振興センター 会議室
出席者	委員 秋田、秋山、井口、植田、大戸、小野、金子（憲）、金子（征）、 近藤、坂井、佐藤、塩沢、内藤（一）、内藤（敏）、中村（實）、 八方、水島 区側 区民生活部長、産業振興センター所長、産業振興センター次長、 事業担当課長、管理係長、商業係長、観光係長、観光係主査、 就労・経営支援係長、都市農業係長
配付資料	<p>【事前配布資料】</p> <p>資料 1 杉並区産業振興審議会委員名簿（平成 30 年 5 月 18 日現在）</p> <p>資料 2 平成 30 年度杉並区産業振興センター事業概要等（平成 30 年 4 月 1 日現在）</p> <p>資料 3 計画改定検討部会（第 4・5 回）の主な意見（概要）について</p> <p>資料 4 計画改定にあたってのアニメ関連事業に関する考え方（案）について</p> <p>資料 5 杉並区産業振興計画の改定に向けて</p> <p>資料 6 パンフレット「都市農地の制度が大きくなります」</p> <p>【当日配布資料】</p> <p>資料 7 杉並区産業振興計画取組状況（平成 29 年度末実績）</p> <p>資料：杉並区産業振興審議会条例</p> <p>資料：パンフレット「杉並区産業振興基本条例」</p> <p>資料：杉並区産業振興計画（概要版及び冊子）</p> <p>資料：平成 29 年度杉並区産業実態調査報告書（平成 29 年 11 月）</p> <p>資料：平成 30 年度 産業振興センターの主な取組について</p> <p>資料：チラシ「第 1 回すぎなみ産業マルシェ」</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 区民生活部長の挨拶 3 産業振興センター所長の挨拶 4 審議会委員の委嘱 5 審議会委員の自己紹介 6 区側出席者の紹介 7 会長の選出、副会長の指名 8 議題

	<ul style="list-style-type: none">○都市農地の貸借の円滑化に関する法律案等について○産業振興計画の取組状況について○産業振興計画の改定について<ul style="list-style-type: none">・産業振興計画改定の検討状況について・アニメ関連事業に関する考え方について・産業振興計画の改定に向けて・計画改定検討部会の部会長及び部会員の指名について
9	その他
10	連絡事項
11	閉会

○産業振興センター次長 皆様、おはようございます。

定刻より少々前ではございますが、出席予定の皆様がお集まりですので、産業振興審議会を開始いたします。

きょうは第4期の1回目ということで、会長選出までの間、私、産業振興センター次長の朝比奈が司会進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

皆様におかれましては、ご多忙の中、お集まりいただきましたこと、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、失礼いたしまして、着座にて進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず本日は、17名の委員の皆様にご出席をいただきました。定足数に達しているところでございます。

次に、会議録の作成につきまして、一言お願いがございます。会議録作成のために録音をさせていただいてございます。会議につきましては会議録を公開することになってございます。委員の発言につきましては、名前は伏せて公開することとなっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、配付資料の確認でございますが、お送りさせていただきました資料のほかに本日も机上にも置かせていただいておりますので、あわせまして確認をさせていただければと思います。

まず、一番上に本日の次第を置かせていただいております。資料1は、産業振興審議会委員の皆様の名簿でございます。名簿については、五十音順、敬称略で記載をさせていただいております。

資料2は、本年度の産業振興センター、私ども職員及び事業概要につきまして記載しているものでございます。

資料3は、A3判の片袖折りになって左側をホチキスどめしている資料でございます、計画改定検討部会の主な意見（概要）についてまとめさせていただいたものでございます。

資料4は、「計画改定にあたってのアニメ関連事業に関する考え方（案）」についてまとめたものでございます。

資料5は、杉並区産業振興計画の改定に向けてというものでございまして、A4判の両面印刷のものです。

資料6は、「都市農地の制度が大きくかわります」という題名のパンフレットでござい

ます。

以上が事前に送らせていただいた資料でございまして、加えまして本日席上に、まず資料7ですが、杉並区産業振興計画取組状況、29年度末現在の実績を項目ごとにまとめたものでございます。

審議の際のご参考にいただければということで、産業振興審議会条例の全文、産業振興基本条例のパンフレット、産業振興計画の概要及び冊子をお配りしております。

また、平成29年度杉並区産業実態調査報告書を、まだお配りしていない委員の方の席上に置かせていただきました。

加えまして、「平成30年度産業振興センターの主な取組について」という資料で、こちらにつきましても、前回（平成29年度第3回）の産業振興審議会でご報告させていただいている内容でございますが、第4期の1回目ということで改めまして、30年度の産業振興センターの取り組みにつきましても、ご参考までに席上にお配りしているところでございます。

後ほどご案内させていただきますけれども、「第1回すぎなみ産業マルシェ」のチラシを置かせていただいております。

資料に不足があった方はいらっしゃいませんか。不足していれば、事務局にお申し付けいただければと存じます。

続きまして、次第の2番、開会に当たりまして、区民生活部長の森よりご挨拶をさせていただきます。

○区民生活部長 おはようございます。区民生活部長の森でございます。

皆様、本日はご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。本来であれば、本日は節目の日ということで委嘱もございますので、田中区長からご挨拶申し上げるところ、大変申しわけございませんが他の公務と重なっております、私のほうからご挨拶を申し上げたいと存じます。

当審議会につきましては、平成24年度の設置以来、皆様よくご存じのとおり、区の産業振興施策の根幹となる産業振興基本条例の制定や産業振興計画の策定に関わっていただくとともに、その時々の産業振興施策の主要な課題につきましても、貴重なご意見やご提言をいただいております。この間、区の産業振興施策が円滑に実施できたのも、この間、当審議会にかかわられた皆様のおかげだと考えておりました、改めて感謝申し上げます。

さて、今回、当審議会第4期ということでございますが、本日お集まりの皆様には、平

成32年5月までの2年間にわたり、忌憚のないご意見、ご提言をいただければと考えてございます。特に、昨年10月におきまして、当審議会に産業振興計画の改定に関しまして、区長から諮問をさせていただいております。引き続きこの第4期におきましてもその諮問に対する内容について取り組んでいただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いしたいと存じます。

短いですが、これでご挨拶とさせていただきます。どうぞ、これからよろしくお願いいたします。

○産業振興センター次長 続きまして、産業振興センター所長の齋木からご挨拶をさせていただきます。

○産業振興センター所長 おはようございます。産業振興センターの所長の齋木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中、審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、委員へのご就任、ありがとうございます。

昨年、区長のほうから当審議会に諮問をいただきまして、部会を設置して、29年度に実施いたしました産業実態調査の結果や現計画の進行状況など、それから社会経済情勢なども踏まえまして、さまざまな角度でこれまでもご議論をしていただきました。

今年度も引き続き部会を通じてご議論をいただきまして、諮問に対しましては今年の9月ごろを目安に審議会の皆様からご答申をいただきたいと思いますと考えてございます。その後、私どもが計画の改定案を作成してまいりますので、計画の改定案もこの審議会にお示しをいたしまして、ご意見を承れればと考えてございます。そのような手順を踏みまして、改定案を区民の皆様にもお示しして、計画の改定へ進めていきたいと考えてございます。

当審議会の委員の皆様には、ぜひ、私どものほうにさまざまなご意見をいただければと思っております。引き続きお力添えを賜ればと考えてございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○産業振興センター次長 続きまして、審議会委員の委嘱に移らせていただきます。資料1をご覧くださいと思います。

こちらが、第4期産業振興審議会委員の皆様の名簿でございます。本日は第4期の1回目の審議会ということでございますので、委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきたいと思っております。委嘱状につきましては、お時間の都合から、大変恐縮ではございますけれども、

皆様の席上に配付させていただいてございます。ご確認いただければと思います。今後2年の任期の間、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日ご出席の委員の皆様につきましてご紹介をいただければと存じます。大変恐縮でございますけれども、自己紹介の形でお願いしたいと存じます。席次表の順番でお願いできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

(出席委員の自己紹介)

○産業振興センター次長 どうもありがとうございました。

きょうはご欠席ですが、名簿でいきますと3番の新井一功様、5番の井上泰孝様、20番の和田新也様、以上の20名の体制で、今期の審議会はお願いしたいというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、区側の出席者のほうにつきましても紹介をさせていただきたいと存じます。資料2をご参照いただければと思います。

(区側出席者の自己紹介)

○産業振興センター次長 それでは、次第の7番に移りたいと存じます。会長の選出、副会長の指名でございます。杉並区産業振興審議会条例第4条第1項に基づきまして、本審議会の会長の選出をお願いしたいと存じます。

条例では、会長は委員の互選により定めるということになってございます。互選ということでございますが、どなたか会長に立候補する方、いらっしゃいませんか。また、ご推薦する方がいらっしゃいましたらご発言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員 私のほうから推薦させていただきたいのですが、このような審議会においては、前会長のような学識経験者の方をお願いするのがよいのではないかと思います。私は、慶應義塾大学の植田浩史教授にお願いできたらと思っております。

植田先生は、平成30年3月に策定された新宿区産業振興プランの検討に対して新宿区産業振興会議の会長としてご尽力をされるなど、他区でもご経験が豊富で、適任ではないかと思います。皆様いかがでしょうか。

○産業振興センター次長 ただいま植田浩史委員を推薦するご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(拍手)

○産業振興センター次長 植田委員、いかがでしょうか。

○植田委員 わかりました。はい。ありがとうございます。

○産業振興センター次長 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、植田委員を本審議会の会長と決定をさせていただきます。

それでは、植田委員、大変恐縮ですが、会長席のほうへご移動をお願いいたします。

(委員、会長席へ移動)

○産業振興センター次長 それでは、会長から一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。また、これ以降、当審議会の進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 会長に選任されました、慶應義塾大学の植田と申します。よろしく願いいたします。

先ほどもちょっと紹介でもありましたように、新宿区と板橋区で今同じような会議の座長をやらせていただいております、ほかにも港区などでも同じような形で協力させていただいております。

実は、杉並区さんとは、一番縁遠いといえますか、ちょっと土地勘もなく、どんな場所かというのが余り実感もないという、非常に頼りない状況です。これから、いろいろ勉強させていただいて、この地域の実情に合った産業振興というのを考えていきたいというふうに思っています。きょうは最初の会議ですけれども、会議が終わってから、この地域をちょっと回らせていただいて、勉強させていただきたいというふうに思っております。

前会長とは、前会長が通産省の官僚だったころから知っておりまして、非常に優秀な方で、その後を継ぐということで、どれだけのことができるのかなというのはちょっと不安ですけれども、精いっぱい頑張らせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

(拍手)

○会長 それでは、これからの議事につきましては私のほうで進行させていただきたいと思っております。次第に従いまして、副会長の指名に移りたいと思っております。

杉並区産業振興審議会条例第4条第3項の規定により、本審議会では副会長を1人置くことになっております。副会長は会長が指名することになっておりますので、ここで指名させていただきます。

本審議会の設置当初から副会長を歴任されておられます、首都大学東京都市環境学部准教授の金子（憲）委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○会長 ありがとうございます。それでは、金子（憲）委員、こちらのほうによろしくお願いいたします。

○金子（憲）委員 はい。お引き受けさせていただきます。

(委員、副会長席へ移動)

○会長 それでは、副会長から一言お願いいたします。

○副会長 はい。この杉並区の産業振興審議会におきましては、設置当初から3期にわたって副会長職を務めさせていただきましたけれども、引き続きまして会長のもとで頑張らせていただく所存ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○会長 それでは、次第の8番、議題のほうに移りたいと思います。

まずは議題に沿いまして進めていきますが、まずは都市農地の貸借の円滑化に関する法律案等について、事務局のほうから説明をお願いします。

○事業担当課長 それでは、事業担当課長の高橋のほうから説明をさせていただきます。着座にてご説明させていただきます。恐れ入りますが、急遽所用ができたために、先にご説明をさせていただくことについて、大変申しわけありませんがどうぞよろしくお願いいたします。

では、こちらの資料6、「都市農地の制度が大きくかわります」というパンフレットをご用意いただけますでしょうか。これに沿いながら、ポイントを説明させていただきたいと思います。

現在、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案ですとか、あとは生産緑地法の改正を含む特定生産緑地制度の制定というような動きがございます。その部分についてご説明をこのパンフレットでさせていただきます。新鮮で安全な野菜の供給や、災害時の避難場所など、都市農地はさまざまな機能を有しております。都市農地の保全と有効活用を図り、都市農地の多様な機能を遺憾なく発揮していくことで、良好な都市環境を形成し、都市住民の生活の向上に資するという目的で、このパンフレットに記載されている制度変更や改正が行われているということ、最初に申し上げさせていただきたいと存じます。

1ページ目については、右下の欄で農地の区分等が記載されております。農地については「宅地化農地」と「生産緑地」があります。生産緑地についても、相続税の納税猶予の制度が適用されている農地と適用されていない農地があるなど、農地の分類が記載されて

いるところでございます。

それでは、具体的に制度についてご説明をさせていただきたいと思います。2ページをご覧ください。こちらには、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（案）ということで記載がございます。これは生産緑地を対象とした法律案でございます、本年4月に参議院で先に可決をされて、現在は衆議院で審議中の法律案でございます。

生産緑地法は平成4年に改正されました。そこで都市において守るべき農地として指定された農地が生産緑地でございます、生産緑地には、固定資産税の農地の基準での課税ですとか、農地を相続したときの相続税の納税猶予などの税制の優遇措置がされております。この法案は、そういうような生産緑地に対する貸借の円滑化に関する規定、法律案でございます。

この法律案の背景としましては、現在、生産緑地の貸借というのは50アール以上の耕作地が必要であるとか、あとは貸借をしてしまうと相続税の納税猶予が受けられないとか、そういうようなことで、実際には貸借をするようなケースというのが発生してございません。極めてハードルが高いのが貸借の状況でございます。

貸借が事実上困難になっているのですが、農業者の減少ですとか高齢化が進む中で、やはり都市の貴重な資源である都市農地については、農地の所有者以外の方であっても、意欲ある都市農業者等がいらっしゃれば有効に活用していただくということが重要でありますので、そのために貸借がより円滑に行われるそういうような仕組みが必要だということで、この法案が審議されているところでございます。

内容としましては、2ページに大きく「1. 生産緑地の貸借」と書いてございますが、今ご説明したように生産緑地の貸借に関して実際の要件等を具体的に整備して、より貸借がしやすいように要件が緩和されている、そのような内容が生産緑地の貸借の項目では要件として書いてございます。

その他、3ページ目の上、「区市・農業協同組合以外の者による市民農園の開設」というところですけども、今までは区市・農業協同組合以外の者による市民農園の開設ができなかったのですが、これが開設することが可能になる、そのような2点が大きなポイントとなっております。

また、先ほど相続税の納税猶予がこの貸借の大きなハードルになっているというお話をさせていただきましたが、貸借しても相続税の納税猶予制度が適用されるような形の制度となっております。衆議院で可決した後に詳細な制度設計が出てきますので、区としま

しては、それを確認しながら、関連部署や農業委員会などの関連機関と連携して、円滑に周知、実施するための準備をしていく考えでございます。

それから、4ページになりますが、「特定生産緑地制度の概要」というように書かれています。これは、生産緑地法が平成29年6月に改正されて施行をされておりますが、そのことによって、特定生産緑地という制度ができております。

先ほどお話をした生産緑地というのは平成4年に指定が開始しまして、平成34年に30年が経過して、いつでも買取申出が可能な生産緑地となります。つまり、市中に、そういうような生産緑地が、30年を経過して平成34年になると大量に出てくる状況になります。

そうしますと、大切な生産緑地、農地が失われてしまうという危惧がございまして、その生産緑地の指定を10年間延長する制度として、特定生産緑地制度が開設されました。生産緑地は30年を経過すると税制上の優遇等が受けられなくなってしまうのですが、その30年を経過する前に特定生産緑地の指定を受ければ、引き続き現在の生産緑地と同様に、税制上の優遇が図られる、そういうような制度になってございます。

区としましては、そのような税制上の優遇制度について、農業者の皆様にご説明をしながら都市農地の保全を図ってまいりたいと思っております。特定生産緑地の指定を受けませんと、固定資産税については、だんだんと、5年をかけて宅地並みの固定資産税になってきます。または、当然、相続税の納税の猶予制度については相続が発生した際には適用がされないというような形で、農業者にとっても大きな負担になってきますので、この辺のことを十分に説明していきたいと考えてございます。

そのほか、6ページから8ページについては、先ほどお話しした相続税の納税猶予制度等の内容が細かく記載されてございますので、後ほどご参考いただければと思います。

私のほうからは以上になります。

○会長 はい。ありがとうございました。

今の件につきまして、何かご意見、質問はありますでしょうか。

正直言って一度聞いただけではわかりにくい内容ですけれども、非常に重要な変化だというふうに聞いておりますので、何かありましたら、後日、事務局までお問い合わせしていただければというふうに思います。

それでは、次に、産業振興計画の取組状況について、事務局のほうから説明をお願いします。

○産業振興センター次長 はい。私のほうから、資料7に基づきまして、産業振興計画の

取組状況、29年度末の実績等につきまして、かいつまんで説明をさせていただければと存じます。

資料7につきましては、産業振興計画の取組、具体的な施策につきまして、全ての項目を落とし込んで、29年度末の実績等を記載しております。詳しくは、後ほどお目通しをいただければと思っております。これらの取組成果や課題等についても、産業振興計画の改定に生かしていきたいと考えております。

まず、1ページ目でございますが、現計画は目標が五つに分かれてございます。もしよろしければ、産業振興計画の冊子もあわせてご覧いただければと思います。

目標1「多様な産業と住宅都市がともに発展するまち」ということで、産業振興計画の冊子本文では4ページでございます。その中で、取組1から4までございまして、項目としましては十数項目ございますが、ご紹介させていただきたいのは、まず「②産業振興センターにおける連携体制の構築」でございます。

きょう初めて産業振興センターにお越しになられた方もいらっしゃるかと存じますが、このフロアに入ってください、まず正面に産業振興センターの事務室がございまして、それに並びまして、東京商工会議所杉並支部、杉並区商店会連合会、杉並産業協会という形で、各産業経済団体とフロアを同じくするつくりで、日頃からコミュニケーションをとり、施策を進めているところでございます。その中にありまして、産業振興センター関係機関連絡会というものを事務局レベルで開催しておりまして、産業実態調査の実施あるいは産業振興計画の改定につきまして、意見交換や情報共有を図っているところでございます。

また、4ページ、「⑩相談機能の充実」でございますが、産業振興センターにおきましては、商工相談を杉並中小企業診断士会と一体的に実施し、東京商工会議所杉並支部の経営相談とも連携しながら、相談機能の充実を図り、中小企業の皆様あるいは商店街の皆様からの相談にきめ細やかに応じているところでございます。

5ページ、「⑮福利厚生事業（中小企業勤労者福祉事業）の運営」でございますが、中小企業勤労者福祉事業「ジョイフル杉並」につきましては、平成30年度から東京広域勤労者サービスセンターのほうに事業を統合するというので、29年度はその準備を進めてございました。30年4月1日から、同サービスセンターの杉並区営業所が産業振興センターと同じフロアに事務室を設けましてスタートしたところでございます。

続きまして6ページ、目標2「区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすい

まち」ですが、主に商店街の支援等に関する内容となっております。

杉並区はご案内のとおり良好な住宅地ということで、生活に密着した商店街が多いという特徴がございます。その商店街の振興を目標の一つとして掲げておりまして、商店街の活性化を図るための施策に取り組んでいます。

主な取組としましては、「①商店街の防犯カメラ設置・装飾灯LED化等の促進」に東京都とともに取り組んでいるところでございます。安全で安心な商店街の環境づくりに、商店街の意向をお聞きした上で順次進めているところでございます。

また、商店街からの提案につきましても、着実に支援をしております。資料7の7ページ、「⑥商店街からの提案事業への柔軟な支援」でございしますが、「チャレンジ商店街支援プログラム」あるいは「新・元気を出せ商店街事業費補助金」という形で、商店街からの提案に基づきまして、イベント事業あるいは活性化事業の実現を図っています。件数等は記載のとおりでございますけれども、区の体制といたしましては、区内を7つのブロックに分けまして、商業系の職員を担当者として割り当て、各商店街の皆様あるいは個店の皆様に寄り添いながら内容を詰め、必要な助言をし、活性化に対しての積極的な取組を進めているところでございます。

加えまして、「⑦外部人材を活用した商店街サポート事業の実施」における、チャレンジ商店街サポート事業、あるいは「⑧専門家の派遣による商店街の経営力強化」、「⑨若手商業者への支援」という形で、東京都の補助制度の活用だけでなく、区独自の制度を設けまして、商店街として取り組みにくい部分につきましても、支援を強化しているところでございます。

続きまして、11ページ、目標3「食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち」、こちらの目標につきましても農業に関わるところでございます。

先ほどもお話がございましたけれども、農地保全、あるいは農地を活用して区民の皆様へ農にふれあう場の提供、そういった事業を進めています。

例えば13ページ、「⑤区内産農産物の魅力向上、ブランド化」でございしますが、平成29年4月には上井草二丁目に団体利用農園というものを開設いたしました。保育園・幼稚園の収穫体験あるいは学校給食向けの食材研究ということで、こちらの農地を活用し、取り組んでいるところでございまして、こうした状況につきましても、区内の農家の皆様へ情報提供も同時に行っているところでございます。

ちょっと戻りまして「④地産地消マーケットの推進」でございしますが、こういっ

た活動を通しまして、区内の農業者の皆さまが生産した農産物につかまして、給食を初めとして、地産地消に取り組んでいるところでございます。

続きまして16ページ、目標4「安心して地元で元気に働き続けられるまち」でございます。こちらにつきましては、就労支援の取組です。

「①相談者に寄り添った伴走型の支援」につきましては、数年前に雇用状況が悪化した時期がございまして、その際に若者の就労について、アルバイトなどの非正規雇用ではなく、なるべく正規雇用の職員、社員として就労していただきたいということで、誰もが自分に合った働き方を選択できるように杉並区のほうで開設したのが就労支援センターでございます。

こちらには、ハローワークが入っています。また、愛称が書いてございますけれども、「若者就労支援コーナー（すぎJOB）」、あるいは17ページの「⑤社会参加・中間的就労の場の確保」に記載の「ジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）」と、大きく三つの機能がございまして、一般の方の就労相談、若者に対する就労支援、加えまして就労につかまして、さまざまな阻害要因がある方に対しまして、体験の場の提供というような取組も行っているところでございます。

就労支援センターにつきましては、この4月から天沼三丁目のウェルファーム杉並へ移転しまして、改めまして、これまでと同様に福祉事務所等と連携いたしまして、自立支援あるいは就労支援に向けた取組を強化しているところでございます。

次に19ページ、目標5「魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち」でございます。こちらにつきましては、主に観光の分野でございます。

現行の産業振興計画をご覧くださいますとわかりますように、これまで観光という言葉を使用しておりませんでした。

昨今、2020オリンピックのこともございまして、外国の方を含めた東京都に観光に訪れる方が大変増えている状況でございます。杉並区は住宅都市ということで、生活に密着した産業が発展しているところではございますけれども、区外から来るお客様の区内への誘致を図りまして、一層の商店街振興、地域のにぎわい、商機の創出につなげていこうという取組をこれからも進めてまいります。

「①杉並らしい集客コンテンツの集約」に記載してございます、「中央線あるあるプロジェクト」は、ランドマークや観光資源が見えにくい杉並区におきまして、JR中央線の4駅、高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、こちらの地の利といたしますか、それを戦略的に

取り組む考えから、JR中央線にフォーカスしまして取組を強化しています。例えば、高円寺の阿波おどりや阿佐谷の七夕まつり、西荻窪のアンティーク等に焦点を当てまして、これを杉並区の特徴としてお客様の誘致に取り組んでいるところでございます。

加えまして「②多様なメディアを活用した効果的な発信」に記載のとおり、「中央線あるあるプロジェクト」を通しまして、英語版、中国語版でも情報発信するなど、インバウンド対応をしております。杉並区は、アニメのまちという特徴もございまして、フランスからの観光客も増えているところでございますので、そういった状況に応じまして多言語化を進めているところでございます。

杉並区は日本でも一番多くのアニメ制作会社が集積しておりまして、そういったことも背景にいたしまして、アニメーションミュージアムですが、20ページの「③多言語化への取組支援」にも記載してございますけれども、総来館者数と外国人来館者数ともに過去最高を記録しています。東日本大震災の影響もありまして、来館者が大分落ち込みましたけれども、平成29年度の来館者数については6万人弱、外国人につきましては、中国、アメリカ、フランスを中心にしまして、年間で7,650人以上余の方がご来館いただいた状況でございます。

アニメにつきましては、後ほどまた一つお諮りさせていただく予定としています。

29年度を取組につきましては、雑駁ではございますが以上のとおりでございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

今のご報告につきまして、何かご質問やご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○委員 資料7の3ページに「⑥「BUYすぎなみ」の推進」があったかと思えます。その中で、杉並区内共通商品券でいろいろと地域の活性化が図れると思えますけれども、使う側としてはどこで使えるかというのがなかなかわからない部分があります。これは、商店街の方たちにとっては、消費者が杉並区内共通商品券を使うと、現金で買われる場合と比べて、換金などの手続きが面倒くさくなるのでしょうか。杉並区商店会連合会だけでなく、区はどういう認識をされているのでしょうか。

○産業振興センター次長 換金は金融機関に持ち込むという手続きがございますので、手間としてはあるのかなとは思いますが、ただ、杉並区内共通商品券が流通し、これが使えるとお店が増えていけば、商店街の活性化につながると考えているところでございます。

○委員 そういう認識を持たれているということですね。

○産業振興センター次長 はい。

○委員 そうしたら、どのお店で使えるのかというのがなかなかわからないので、「BUYすぎなみ」の推進ということであれば、お店に表示をするようなステッカーをつくるなど、ぜひその辺のところは考えていただきたいと思います。これは意見です。

それからもう一つ、区内の産業振興に関して、資料7で書いてあるとおり、いろんな地域でいろんな方たちが取組をしていますが、情報発信については、パンフレットなどを目にする機会というのがなかなかないような気がしております。

杉並区には、JRの駅で言いますと、高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻がありますので、ぜひ、JRの駅にご協力いただいて、いろんなパンフレットなどを置ける場所をお願いして、継続的に情報発信をやっていただけないかなと思います。ぜひ、区からJRのほうに、パンフレットや発信の部分に関して、積極的に働きかけをしていただければと思います。

○産業振興センター次長 杉並区区内共通商品券についてですが、資料7の3ページ、「⑥「BUYすぎなみ」の推進」で書かせてはいただいておりますけれども、29年度、杉並区商店会連合会のご発意もいただきまして、区内商品券の取扱店をもっと明確にし、もっと使っていただくということで、ステッカーを一新して、それを確実に店頭とかあるいはレジのところに明示していただけるよう取組を進めさせていただきました。完了したのが平成30年3月ぎりぎりだったということもございますので、その辺の浸透についてはこれからかとは思いますが、杉並区商店会連合会とはできる限り連携しまして、これからも取り組んでまいります。

次に、情報発信についてですが、先ほどちょっと「中央線あるあるプロジェクト」のご紹介をさせていただきましたが、こういった取組の中におきましても、JR4駅の駅長様とは、ふだんからコミュニケーションをとっていきたいと考えてございまして、昨今JRさんも地元密着といいますか、ありていに申し上げますと乗降客の増を図りたいということがございまして、地元のほうとはいろいろと情報交換なり情報共有をしていきたいというお考えだと聞いてございます。引き続きまして、区といたしましてはコミュニケーションをとり、地元貢献に努めていただけるよう働きかけをしていきたいと思っています。

○委員 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○会長 はい。ほかの方、いかがでしょうか。

(なし)

○会長 それではまた何かありましたら後でつけ加えていただければというふうに思いますので、先に進めさせていただきます。

それでは次に、議題の産業振興計画の改定についてということで、産業振興計画改定の検討状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、引き続きまして私のほうからご説明させていただきます。

資料5「杉並区産業振興計画の改定に向けて」をご覧くださいければと思います。現在、改定に向けての検討を進めているところでございます。「3 改定の進め方」をご覧くださいければと思うのですが、計画改定検討部会をこの審議会のもとに設置いただきまして、現行計画の目標1から目標5に沿いまして、現状の確認あるいは課題の抽出等を進めさせていただいているところでございます。

昨年度から取り組んでいただいております、今年度のスケジュールということになりますが、引き続き、計画改定検討部会で検討していただきまして、9月あたりには産業振興審議会から区長へご答申をいただき、それを踏まえまして私どもで具体的な計画案を策定した上で、区民の皆様のご意見を頂戴しながら議会へも報告をして、策定をしまいたいと考えています。

産業振興計画改定の検討状況につきましては、資料3をご参照いただければと思います。

こちらにつきましては、ちょっと大きな資料になってございますが、左半分に現計画の内容をそのまま落とし込んでおり、冊子の本文と同じことが書かれてございます。これにつきましては、いろいろご意見やご提言を賜っているところでございまして、その概略をまとめているのが右側という形で、資料をご覧くださいければと思います。

詳細は資料をご確認いただければと思いますが、目標1につきましてはご意見（概要）としては、例えば、今現在、連携の仕方が多様になってございますので、企業と区、あるいは農業者と区など、連携のやり方というものを今後も考えていったほうがいいのか、あるいは区内事業者の良いところを表彰する新しい制度なども考えていったらどうかといったご意見をいただいているところでございます。また、創業支援ということについては言及があるけれども、成熟期までの支援というような視点も必要ではないか、安定するまではもう少し面倒を見る必要があるのではないかというご意見もいただいているところでございます。

杉並区特有の商品につきましては、農業も含めて、杉並のブランドというものをつくり上げていったほうがいいのか、認知してもらえよう取組を行ったほうがいいのか、ご意見をいただいております。

また、現計画は平成25年度に策定したのになりますので、昨今課題になってございます事業承継、こちらについての言及がないものですから、取り組むべき課題として認識すべき、加えて、企業等のBCP（事業継続計画）についての支援も必要であり、考えていったほうが良いというご意見をいただいています。

5ページ、目標2について、先ほども申し上げましたように商店街支援でございます。商店街支援については、いろいろな補助金のメニューがあるところでございますけれども、そういったことについて改めて効果を検証したり、あるいはやり方を工夫したりしていったほうが良いという中で、新しいことを計画に入れるのではなくて、今やっていることを少しずつ肉づけしながら事業が育つ支援の仕方を考えることが大事だという意見をいただいていたことが印象的な部分でございます。

目標3の農業につきましては、来月の計画改定検討部会で議論していただく予定でございますので、今回の資料からは省かせていただいております。

9ページ、目標4、就労支援に関する部分でございます。

先ほども説明させていただきましたが、若者の就労支援という形でスタートしたんですけれども、昨今は高齢者の就労あるいは外国人の雇用についても考えていったほうが良い、あるいはスキルアップや人材育成の視点から取組ができないか、そういった意見を頂戴しました。

加えまして、高齢者に関しましては、いわゆる経営の先輩という言い方もできるということで、メンター交流会というような形でアドバイスをしてもらえないかというようなご意見もいただいております。

また、今般新しく天沼のほうに建てたウェルファーム杉並の中へ移転いたしました、ウェルファーム杉並の役割が大切になってくるというご意見の中で、就労支援のあり方、あるいは、現在、国会で審議されておりますワーク・ライフ・バランスの取組について、計画の中で言及していくほうが良いという意見をいただいております。

目標5の観光につきましては、杉並らしさを生かした集客事業という中で、いろいろなメディアを使っているが、総合的なポータルサイトのようなものも必要ではないか、あるいは後ほどまた説明させていただきますアニメについて区の考え方を示していくべきという意見などを頂戴しているところでございます。

資料5に戻っていただきまして、こういった意見を、今現在、計画改定部会のほうで検討しながら、二巡目に入っているところでございまして、裏面をご覧くださいますと、29

年の秋以降、ご意見、お考えを拝聴しているところでございます。

現在、30年4月までに目標1、2、4、5につきましては二巡目を終えたところでございまして、表面に戻っていただきまして、6月に予定しております計画改定検討部会で、農業の部分の二巡目と、加えまして総合的に目標1から目標5につきましては、三巡目というわけではないですけれども、振り返ってご意見などを賜ればというふうに考えているところでございます。

産業振興計画改定の検討状況につきましての説明は以上でございます。

○会長 はい。以上ですけれども、いかがでしょうか。何か質問、意見、ありますでしょうか。

もし、計画改定検討部会に参加されておられる方で補足することがありましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員 参加はしていませんが、1点よろしいですか。

資料3の2ページ、「取組2 創業・新たな事業展開への支援」の「⑦創業支援」のところでも書いてありますが、前から創業支援というのはよく言われていることですが、具体的にもう少し産業を絞って、現計画で「情報通信技術を活用する事業など」という形では書いてありますけれども、例えばIT企業とか、何かそういうところを少し絞った創業支援の仕方、杉並として何か特徴を出す形はどうかかなと思います。

東京商工会議所杉並支部も、今、IT企業の方たちの登録も若干増えてきていましたし、そういう人たちに聞くと、会社をやるために場所的な問題があって、事務所が安く借りられるとか、小さい場所でもいいですけども、杉並はなかなか便利みたいです。IT企業というと渋谷とかが浮かびますけれども、区としてそういうところに絞って創業支援をするというのも、打ち出していいのではないかと思います。

産業に関して言えば、国内も世界もそういう形で動いているような気がしますので、杉並としても、もちろん観光も十分やらなくちゃいけない部分かもしれませんが、ここは、そういった絞った形で創業支援をやるというのはどうかかなと思います。

杉並では、IT関係の企業というのはどのくらい集約しているものですか。

○会長 事務局から答えていただけますか。

○産業振興センター次長 IT企業という形でどれくらいあるかということについては、申し訳ありませんけれども、把握しておりません。産業振興センターが入っているこのビルも、以前はヒューレット・パカードとかが入っておりました。区内にはアニメの会社

もありますので、アニメということになるとIT企業に準じる技術を活用しておりますので、数的には多いのかなというふうには感じているところでございます。

○委員 ビルに集約するような、区として何か政策をすとか、ITやAIに携わる企業に絞って創業支援をやるのはいかがなのかなと思いますけれども。

○委員 ちょっとよろしいですか。

私は実際、創業支援をやっていますけれど、確かに新聞などでは、ITやAIなどの情報が多いですが、企業としては大手企業が中心だろうと思います。実際に創業支援をやっていますと、飲食店、マッサージ、整骨院、不動産屋をやるとか、圧倒的にそういう人が多いです。

確かに新聞などを見ると、ITに関する創業が多いように思っていますが、当然ITで独立したいという人も結構いますが、比率は結構低いです。杉並区の場合だと、自分が飲食店をやりたい、自分はこんなところをやりたいといった、ITではない業種で創業する方が多いです。

それから、区の融資制度を利用して創業しても、一、二年で経営が厳しくなっちゃうところが多いですよ。

だから、「事業成熟期までの支援」という言葉がありますが、ほかの区は創業支援になると、半年間とか1年間とか、いろんなプログラムがありますが、杉並区は創業支援で終わってしまうプログラムなので、創業した人もある程度軌道に乗るまでは、アドバイスを受けられると良いと思います。

ただ、世の中の動きを見ると、ITとかAIという視点を持っておかないといけないと思いますが、結構、ITではない業種の創業が意外と多いというのは、私の肌で感じているところです。以上です。

○会長 では。

○産業振興センター次長 住環境と調和した産業、CO₂のかからない産業ということで、杉並区では融資等で優遇させていただいているところもございます。

それで、全体の数としましては、情報通信業というの、占める割合としてはそれなりに大きいところがございます。創業という段階で、今現在どういう傾向があるかというのはちょっとわからないですけども、そういった視点も含めまして、創業につきましては、今後、計画改定に当たりましては検討させていただければと思うところでございます。

○委員 ありがとうございます。

○産業振興センター所長 事業者数でございますけれども、平成26年経済センサス基礎調査によりますと、ITという括りではなくて情報通信業という括りで、区内では事業所としては500ほどでございます。区全体が2万300ほどの事業所がございますので、2%セントぐらいでございましょうか、区内にはいらっしゃいます。それで、創業を目指している方がどの程度区内にいらっしゃるかというのは、残念ながら、今つかんではないかなと思います。

いずれにいたしましても、産業振興計画の中では情報通信技術の活用事業などについては支援をしていきますということで現計画でも打ち出しておりますので、計画の中での位置づけとしては引き続き支援をしていくということで取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 はい。区としてどういうところを支援の対象とする、創業支援の対象として重視していくのかという話については、データとして業種ごとの経済センサスを見れば新規開業比率というのは、大体、区レベルでは出てくると思いますので、それが一つ基礎的なデータとなると思いますから、それを確認していただいて、現状がどうなっているのかという話を見ていくことが大事だと思います。

ただ、一般的には、開業比率を見ていくと、一番多いのは、大体どこの区でも商業、サービス業が一番多くなっている状況だと思います。先ほどお話ありましたように、やっぱり開業件数から行くと、今はサービス業とかいろんなものを提供しているところが多いというのは、多分どこの地域でもそうだと思いますので、その問題と、あと戦略的にどうするのかという問題はちょっと分けて考えていく必要があると思います。ただ、戦略的に考えていく場合も、区としてやることと都レベルでもうちょっとお金を使ってやってほしいことというのでも分けて考えてもらう必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、そこら辺も含めて議論していただければというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

○委員 就労支援の話ですけれども、就労支援センターが開設された当時の課題というところ、ニート対策とか若者の雇用の道を拓くというような肝煎りで始まった事業と認識しております。この四、五年で非常に状況が変わって、有効求人倍率も1.4倍を超えるという状況で、どちらかというところ、逆に企業側が人材の採用が非常に困難になってきております。

私どもの会社も、建設事業にしても介護事業にしても、採用に関しては非常に苦しんでおるところでございます。ぜひ、この就労支援の枠組みの中で、職を求めている方への支援も当然継続していただきたいと思っておりますけれども、人を求めている我々事業者にとっても、何か支援をお願いいたします。

私も中小企業の経営をやっておりますが、やはり大手さんは人事の専門部署があって、非常に一日の長がありますから、新卒採用に当たっても、彼らには力があります。我々区内の事業者が、例えば杉並区で働いてみたい人と出会える場というか、出会えるような場所とか、そういったご支援をぜひご検討いただけないかなということで、意見を述べさせていただきます。

以上です。

○会長 はい。

○産業振興センター次長 今のお話でございますけど、ご指摘のとおりでございます。若者の就労支援を始めた数年前の状況から、取組を強化してきましたが、就労環境が大幅好転してまいりまして、現在は、就労に阻害要因がある方だとか、ちょっとトレーニングが必要な方が就労支援センターの利用者として残っている状況がございます。福祉的な取組も必要な方もいらっしゃいますので、福祉事務所なり障害者関係部署等と連携しまして、就労支援の取組を進めています。一方で、杉並区では、待機児童ゼロを達成していこうという取組の中で、保育士の就労、あるいは介護人材の就労、福祉職場についての就労も進めていかなければいけないということで、その辺のマッチングにも、力を入れて進めているところがございます。

ご指摘のとおり、いろいろな業種で、人手不足ということが今日的な課題となっており、マッチングも、今後、就労支援の中には入れていく必要があるのかなとは思っているところでございます。こちらにつきましても、また計画改定検討部会のほうで十分ご審議いただきたいと思っております。

○委員 よろしく申し上げます。

○会長 今、どのアンケートを見ても、中小企業の課題の一つは人手不足になっていますので、その項目はぜひ新しく入れ込んでおいていただきたいなというふうに思います。

ほか、いかがでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、次の議題、アニメ関連事業に関する考え方について、事務局のほうか

ら説明をお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。では、引き続きまして、資料4に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

従来から、杉並区内にはアニメ関連の事業者が多いということで、アニメーションミュージアムを初めといたしまして、杉並区ではアニメを活用したにぎわいの創出につなげていく取組を進めておりました。

先般、産業振興審議会の中で、区として今後アニメに関してどういうふうに取り組んでいくのかというご指摘、ご意見をいただきまして、それを部会のほうに持ち帰りました。部会のほうでもいろいろ検討させていただいた結果といたしまして、資料4にアニメ関連事業に関する考え方ということで、まとめさせていただきました。

アニメ産業の支援に関しましては、経過としましては、「1 アニメ産業への支援にかかるこれまでの経過」に記載のとおりでございまして、平成22年度にいわゆる事業仕分けをした結果といたしまして、その際に「アニメ匠塾」という人材育成事業、それと「アニメーションフェスティバル」という取組につきまして、廃止あるいは休止としたところでございます。

ただ、こうした経過を踏まえてもなお、現行の産業振興計画の中では、アニメ産業につきまして支援をしていくと、次世代のアニメーターの育成支援を図っていきますということで掲げているところございまして、企業が行っている育成支援策をバックアップするようなことを予定していたところございまして、ただ、アニメーションに関する制作会社におきましては、「3 これからのアニメ産業への取組（案）」に書かせていただきましたが、言葉としてはちょっと語弊がありますけれども、少数の方で一生懸命仕事をしていただいている中で、一般的にはスポンサーだとかが参加する「製作委員会」を設置いたしまして、ビジネス展開をしているというようなところがございまして、なかなか区のほうからの直接的な支援がこの間困難であるという状況がございました。区で公的な支援をするということになりますと、金額的にもそれほど大きな支援ができるものではないという中では、創業支援あるいは産業融資という支援に限られてしまい、そちらのほうで包括的に支援する道しか残っていないのが実情でございまして。

そういったことを踏まえまして、今般の計画改定に当たっては、これからのアニメ産業に対する取組につきましては、アニメ制作会社にとってもメリットになる、そして杉並区にとってもにぎわい、商機の創出につながる、いわばWin-Winになるような取組をしてい

くことが必要と考えております。

加えまして、杉並区はアニメ制作会社の集積地であるという地域特性がございますので、こういった前提を踏まえまして、「3 これからのアニメ産業への取組（案）」を考え、まとめさせていただきました。

一つは、アニメーションミュージアムを中心として、これを資源といたしまして、商店街振興、インバウンド活用を推進していくというのが一つでございます。

二つ目としましては、人材育成事業というふうに括ってございますけれども、これまでのような直接的な支援ではなくて、言ってみればキャリア教育的な形で、学校の授業あるいは地域イベント——児童館の事業なども想定しているところでございますけれども、そういった中で、出張ワークショップなどの手法を用いまして、人材のすそ野を広げる、あるいはそういった仕事に興味を持っていただく、そういったことが杉並区の特徴だということ認識していただく活動を展開していく中でアニメの普及啓発を図っていく考えでございます。

もう一つの具体的な取組としましては、フィルムコミッションというような取組に当たるかなと思いますが、アニメの制作会社から、絵を作成する中でイメージを捉える作業、資料ではロケハンという言い方をさせていただきましたけれども、例えば学校とかを取材して、どんな雰囲気なのか、どんな建物なのか、どんな建て方をしているのかというようなことを取材して、それを作品に活かしていただく、そういった需要がございますので、いわゆるフィルムコミッション的な要素を盛り込んで、このアニメ振興の中に入れていってはどうかと考えています。

また、加えまして、アニメ制作会社が個別に地域連携あるいは地域貢献に対して何かご提案があったときに、区のほうで柔軟に受け入れられる体制を整えておく。こうした柱としていくのはいかがかなというところで、部会のほうでご検討いただいて、資料4として用意させていただいたところでございます。

このことにつきまして、改めて審議会でご意見を賜った上で、さらに部会で検討をさせていただければと思います。

私からは以上でございます。

○会長 はい。

今の点、いかがでしょうか。基本的な考え方と方向性ということで、提示されたと思いますけれども。

○委員 じゃあ私のほうから。日本動画協会として少しつけ加えさせていただければと思います。

まず、資料4の「2 計画改定にかかる基本的考え方及び方向性」の(3)についてですが、現在、杉並区には、動画協会調べで、2017年版の産業レポートで139の事業所があります。これはもう、都内では圧倒的に数が多い形になっています。もちろん、元請と言われている大きな制作会社もありますけれども、中小、まあ零細と言ってもいいような数人の会社もございます。

このアニメ業界というのは、起業家精神を持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃって、どんどん会社をつくって、自分たちで何かやっていきたいという人たちも結構いらっしゃいます。元請を目指す会社もあれば、例えば背景の会社や、撮影の会社だとか、いろんな会社を設立したいという思いを持っていらっしゃる会社があるし、起業家精神はとても旺盛だと思っています。

加えまして、今、現状、アニメーションというのは、紙に描いたものを集めて、それを撮影して映像にすることから、近いところ、特に杉並区は事業所が多いので、杉並区に住んでいらっしゃる方も集中しているということもございます。

ただ、紙に描く世界から、これからはデジタルの時代になってきております。日本のアニメの特徴、特色というのは、やっぱり手描きの良さみたいなものがございますので、アメリカのディズニーのように一足飛びにCGに移行するというのは、なかなか、そういうふうにはならないと思います。ただ、デジタル化によっては、杉並区に近いところになくても作業はできる可能性が出てくるということがございます。

なので、一つは、ぜひ起業をしたい方についてはご支援いただければと思います。それから、アニメーションというのは、回転がそんなに早いわけではございませぬので、どこかで資金繰りのご相談がある場合には、支援をお願いできればと思います。

それから、先ほどのデジタル化、IT化に対する支援というのも、このアニメーション集積地である杉並区を確保していく上で大事なのではないかと考えています。

それから、引き続きまして、資料4の「3 これからのアニメ産業への取組(案)」の「(3)新たな視点でのアニメ産業への支援(フィルムコミッション等)」でございますけれども、もしフィルムコミッションなどができましたら、私ども動画協会の中には、杉並区だけではなくて、いろんなところに会社が70社ぐらいございますので、こんなことができます、あんなことができますというふうにプレゼンテーションをしていただければと思

います。

ロケ地ということにつきましては、もちろんアニメだけじゃなくて、実写等でもございますし、杉並区の「中央線あるあるプロジェクト」をちょっと拝見していると、各駅で異なった特徴、文化、歴史などがあると思いますので、アニメなり、実写でもいいのですが、そのコンテンツのテーマというか作品内容に関わるような露出の仕方といいますか、そんなこともこれから検討していただければと思います。出版社、映画会社、アニメ会社などに対して、杉並区にはこういう文化的な資産がありますよというのをプレゼンテーションするのも一つかなというふうに思います。

以上でございます。

○会長 はい。今言われたようなことを参考にして、杉並区としてどういう方向にこの産業を位置づけていくのかどうか、あるいはそのためにできることは何なのかということについて、ちょっと議論していただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○委員 今のお話はよくわかりますし、ですから、何か杉並区としてアニメを本当にやるのであれば、特徴ある創業支援から始まって、一気通貫でやるような何か支援の絵姿がないといけないと思います。創業支援はいろんな形がありますけれども、産業を育てるのであれば、創業からいわゆる資金繰りとかも全部含めて、何かそういう絵姿が必要ではないでしょうか。例えば、資料4「計画改定にあたってのアニメ関連事業に関する考え方（案）について」には、創業に関する記載が無かったりします。こういう形で支援をするというのをもう一度整理されたらいいのではないかと思います。

私もこういう観光とかアニメに関わっていていつも思うのですが、計画や絵姿があんまり見えないような形です。今こうやって資料4を見ていると、フィルムコミッションっていいなと思います。「君の名は。」だったでしょうか、ああいう形で高円寺の駅前が「聖地」になると、みんなが集まるといいのではないかなと思いますけどね。

会長が言われたみたいに、国でやるとか都でやるとか、いろいろあると思いますけれども、ちょっとその辺のところは検討されたらいいのではないかなと思います。

○産業振興センター次長 きょういただいた意見をもう一度持ち帰りまして、私どもの内部も含めまして、いま一度検討させていただければと思います。

○会長 ここに書かれてあることを何かきれいに図示化すれば、今言われているような形になると思いますので、これを生かした形で、何かこう、うまくデザインしていただければというふうに思います。

○産業振興センター次長 はい。

○会長 じゃあ、ちょっとすみません、先に進めさせていただきます。

産業振興計画の改定に向けてということで、事務局のほうから説明をお願いします。

○産業振興センター次長 はい。資料5をごらんください。繰り返しになるところも多くなるかと存じますけれども、産業振興計画の改定につきまして、改めてご案内させていただければと思います。

産業振興計画につきましては、現計画が平成25年度から33年度までの計画となっておりますが、今般、上位計画でございます杉並区の総合計画・実行計画の改定を行うということで、現在、そちらのほうの作業も進めているところでございます。これに連動する形で、産業振興計画につきましても、31年度から33年度の3年間につきまして、今日的な課題、あるいは社会情勢の変化を踏まえた改定をさせていただきたいということで、この間進めているところでございます。

改めて、資料5の裏面でございますけれども、計画改定につきまして、区長からの諮問を受けまして、審議会のほうでは計画改定検討部会を設置しまして、検討していただいているところでございます。今般、審議会の第4期ということになりましたけれども、引き続き計画改定検討部会を設置していただきまして、検討を続けていただければと考えているところでございます。スケジュールにつきましては、繰り返しになりますので省略させていただきますけれども、引き続き審議会のもとに計画改定検討部会を設置しまして、ご協力をお願いしたいと考えております。

こちらの項目については、以上でございます。

○会長 はい。資料5には産業振興計画の策定、具体的にはスケジュールと書いてあるところがありますけれども、こういう形で進めていきたいということです。

今年度は、産業振興審議会としては今回が最初で、8月には答申の決定という形になりますので、次回には、産業振興計画に関する答申をまとめて、それを区長のほうに出すという形になる。その中身を検討するのが次回という形になります。そのために計画改定検討部会で答申案の検討をしていただくということになるという形ですね。

いかがでしょうか。この点について、何かご意見ありますでしょうか。

私のほうから一つありますけれども、資料3で現計画の内容と、主な意見（概要）という形でまとめていただきましたが、これはこれでいいですけれども、現計画の内容に関して何をやったのかということがわからなかったんですね。現計画に対してこの間、何をやっ

てきたのか。例えば、資料3の1ページ、「①（仮称）産業振興基本条例の制定」については、制定したというのが結果としてあるわけですが、そういう感じのことをここにできればちょっとつけ加えていただけると、資料としてより見やすくなるのかなと思いますので、ちょっと工夫していただければと思います。

○産業振興センター次長 それは取りかからせていただきます。

○会長 はい。

ということで、スケジュールといいますか、今後の計画ということについては、よろしいでしょうか。

（ 了承 ）

○会長 それでは、次の議題、計画改定検討部会の部会長及び部会員の指名に移りたいと思います。

今回、委員の任期が新しくなりまして、第4期という形になりましたので、杉並区産業振興審議会条例第6条第2項に基づき、改めて計画改定検討部会の部会長及び部会員を会長である私のほうから指名したいと思います。検討の継続性の観点から、昨年度に指名を受け、部会長及び部会員として計画改定についてご検討されてきた皆様を、引き続き部会長並びに部会員として指名したいと思います。

また、西武信用金庫杉並営業部支店長の内海委員につきましては、人事異動のため、今回後任の塩沢委員が来ておられますので、塩沢委員のほうに部会員として就任していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

ということで、今、この件は皆さんに諮りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

○会長 はい。それでは、基本的にはこれまでの部会長及び部会員に引き続きやっていただき、西武信用金庫の内海様については、塩沢委員のほうにご後任としてやっていただくということでお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局より計画改定検討部会の名簿を委員の皆様にお配りいたします。

（ 部会員名簿配付 ）

○会長 短期間でちょっと大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

それでは、議題については以上となりますけれども、きょうの議論の中で、何かこの点についてもうちょっとお伺いしたいとか、言っておきたいということがあればお願いした

いですがけれども、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 はい。

それでは、議題については以上となりますので、次第の9番、その他ということで、皆様、何かありますでしょうか。

○産業振興センター次長 私のほうからちょっとご案内をさせていただければと思います。

きょうお配りさせていただきましたが、「第1回すぎなみ産業マルシェ」が、来る6月24日の日曜日、区長選挙の日でございますけれども、阿佐谷の杉並区立産業商工会館におきまして行われます。ワークショップも含めて楽しい催しとなる予定でございますので、お時間がよろしければ足をお運びいただければということで、PRをさせていただきました。

もう一点ですが、過日ご報告させていただいているところでございますけれども、平成26年度に、杉並ナンバーが導入され、杉並ナンバーのプレートを付けている車が増えている状況でございます。このたび、国土交通省のほうで、ご当地ナンバーと言われるものに対しまして、寄附金を前提としました図柄入りのナンバープレートを設けることができるという話がございます。杉並区では昨年の12月に申請をいたしましたところ、昨日、国土交通省のほうから、採用のプレス発表がございましたのでご紹介をさせていただきます。杉並ナンバーにつきましては、こういった図柄でございます。

(図柄入りナンバープレートの見本を提示)

なみすけ、ナミーが配置されまして、緑のまちといいますか、杉並の都市、まちなみをイメージした図柄でございまして、今後、この図柄入りナンバープレートのPRをさせていただきます。寄附金の使い道につきましては、交通安全、交通対策、あるいは観光振興を行う取組に対して、国交省のほうから寄附金が渡されるという仕組みになってございます。今後、図柄入りナンバープレートを選択していただけるように、私どもとしましても、区民の皆様、あるいはディーラー等を通してPRをしていきたいなというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○会長 では、連絡事項に移ります。事務局よりお願いいたします。

○産業振興センター次長 はい。それでは、次回の計画改定検討部会について、6月11日月曜日午前10時から開催する予定でございます。部会員の皆さまにつきましては、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回の審議会でございますけれども、先ほどのスケジュールにありましたとおり、8月に開催させていただければと考えているところでございます。皆さまには、改めてご案内させていただきたいと思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これから委員の皆様方の協力を得まして、審議会として、計画改定についてより良いものをご答申したいと思っておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。